

仏教にも女性差別があるのではないかと指摘されるが、議論される「仏教」の範囲が広範すぎる。本発表ではパーリ語による上座部の比丘・比丘尼律に限定し、世俗を離れて聖なる境地を目指すサンガにさえも差別があったのか否か、換言すれば、律を制定した釈尊が比丘尼差別を認めていたかどうかを検証する。

まず、比丘尼不共戒の条項が差別によるものか否か、四つの視点から検証する。

1 つめは、体の性差による条項である。比丘尼は男性と互いに欲心をもって身体に触れただけで、波羅夷罪となる。比丘は僧残罪に留まるが、摩触される女性の欲心は問われていない。能動的と受働的という男女の性差、そして欲心・欲楽の有無が罪の基準になるので、差別とは言い難い。

2 つめに、性格・行動パターンによると考えられる条項を考察する。比丘尼が比丘や比丘尼の罪を隠蔽し、謹慎中の比丘から教戒を受け、一時の感情で「仏法僧を捨てる」などと高唱することを機縁に律が制定された。いずれも比丘尼が犯し、比丘尼不共戒となった。律より私情を優先する傾向が、比丘よりも比丘尼特有と認識されているからであろうか。事例に基づくので差別とは言い難い。

3 つめは、男に汚される危険を回避するため比丘尼の単独行動が禁じられた条項など、保護者なき出家の女性ゆえの問題を考察する。世の男性からの被害を防ぐために律が制定されたことは、比丘尼差別とはいえない。

4 つめは、比丘と比丘尼の師弟関係による律である。比丘尼には比丘から教導を受けるための律が、比丘律には比丘尼教導に関する条項が、それぞれある。比丘が師匠で弟子たる比丘尼を教導する責務を負うので、比丘尼が必然的に下位になる。師弟関係は対等ではありえないが、それは差別とは異なる。また、「八重法」の第二から第七と同内容が比丘尼不共戒にも見られるが、実際に犯戒されたので律として制定されたのである。

次いで、「八重法」の意義とそれに伴うゴータミー尼と釈尊の対話を再検討する。比丘尼律に編入されなかった八重法の第一（法臘百歳の比丘尼でも当日出家した比丘に敬礼すべし）と第八（比丘の比丘尼に対する言路は閉ざされないが比丘尼の比丘に対する言路は閉ざされる）は、男女差別のためではなく比丘と比丘尼の師弟関係を最初に明示したものである。差別とは言えない。ゴータミー尼が八重法第一の変更を願い出、釈尊がそれを斥けたことも、世俗の母子関係ではなく出家の師弟関係ならでのことである。

最後に、比丘尼と比丘尼サンガ復興の可能性を考察する。在家のまま阿羅漢果に悟った女性が比丘サンガに出家を願い出たら、その女性を「比丘尼」と認めざるを得ず、同時期に五名以上の阿羅漢女性が揃えば、彼女らを比丘尼サンガと認めざるを得ないとする。

キーワード > 比丘尼不共戒、八重法、在家阿羅漢